

今後の効果的な公害防止の取組促進方策の 在り方について環境大臣へ答申

環境省



近年の環境問題の多様化等により、公害防止対策を取り巻く状況は構造的に変化してきています。こうした状況の中、基準の遵守の確認等、公害防止対策の適確な実施の必要性が高まっていることを経緯として、今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について、公害防止取組促進方策小委員会にて話し合いが行われ、平成22年1月28日に開催された中央環境審議会 大気環境・水環境合同部会公害防止取組促進方策小委員会において、その答申案が取りまとめられ、1月29日付けで環境大臣に答申がなされました。概要としては、以下の6項目を実現させる為、言及しています。

- ① 事業者による法令遵守の確実な実施
- ② 事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進
- ③ 事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化
- ④ 地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の低減
- ⑤ 排出基準超過時や事故時における自治体の機動的な対応の確保
- ⑥ 公害防止法令に基づく事務手続等の合理化

環境省では、本答申を踏まえ大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正事項等を検討し、所要の措置を講じることとしています。

当社では、水質汚濁防止法・下水道法にかかる環境分析に長年の経験と実績がございます。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2010年1月29日付 環境省 報道発表資料
2010年1月29日付 EIC ネット ホームページ

水質分析箇所 江上泰邦

